

○小田原市有料広告掲載要綱

平成18年7月1日

改正

平成20年11月1日

平成23年4月1日

平成26年5月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日要綱第43号

令和3年4月1日要綱第85号

令和4年3月29日要綱第46号

令和5年3月31日要綱第59号

令和8年4月1日要綱第107号

令和8年8月1日要項第136号

小田原市有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産及び市が作成する印刷物等を広告媒体として有効活用することにより、新たな財源の確保及び経費の節減を図り、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(掲載基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 個人又は法人の名刺広告（ネーミングライツにおける法人名又は製品名等の掲載を除く。）
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 良好な美観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (9) たばこに係るもの

- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において風俗営業と規定される業種又はこれに類似する業種に係るもの
- (11) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (12) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に係るものの
- (13) 債権取立て、示談引受けに係るもの
- (14) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 占い又は運勢判断に係るもの
- (16) 興信所や探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの
- (17) 水着姿や裸体等を含むもの
- (18) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (19) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (20) 当該広告の内容について、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (21) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (22) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (23) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (24) その他広告として表示することが適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者が広告主となる広告は、掲載してはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 市から指名競争入札の指名停止措置を受けている者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手続中の者
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種を行う者

(8) その他広告を掲載する広告主として適当でないと認める者

3 前項に定めるもののほか、広告掲載に必要な基準については、必要に応じて広告媒体ごとに別に定める。

（広告の規格等）

第3条 広告の規格、掲載位置及び掲載期間は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告の募集方法等）

第4条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告掲載料の納付）

第5条 広告主は、広告媒体ごとに定める期日までに広告掲載料を納付しなければならない。ただし、現物納付等において広告掲載料を徴収しない場合は、この限りではない。

（広告掲載に係る契約の解除等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載に係る契約を解除し、又は承認を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が、この要綱又は広告媒体ごとに定める事項に反したとき。

(2) 広告主が、この要綱又は広告媒体ごとに定める事項に基づく広告仕様の変更に従わないとき。

（広告掲載料の返還）

第7条 納付済の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載に係る契約を解除し、又は承認を取り消したときは、納付済の広告掲載料の全部又は一部を返還する。この場合において、返還する広告掲載料には、利子は付さないものとする。

（広告主の責務）

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の負担において解決するものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

（審査機関）

第 9 条 広告掲載に関する疑義を審査するため、小田原市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は企画部資産マネジメント課長を、委員は広報広聴室長、総務部総務課長、市民部地域安全課長及び子ども若者部子ども政策課長をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第 10 条 審査会の会議は、広告掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 11 条 審査会の庶務は、企画部資産マネジメント課において処理する。

（適用除外）

第 12 条 この要綱は、小田原競輪場については、適用しない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。